

新型コロナウイルス感染症経営改善支援特別融資

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者の早期の経営改善を促すために、国が新たに設けた「伴走支援型特別保証制度」を活用した融資制度を創設

融資制度の概要

融資限度額

4千万円以内

融資対象

- ・セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けているもの、かつ、その認定の期間において15%以上減少しているもの
- ・経営行動に係る計画を作成したもの（経営改善計画書）
- ・金融機関による継続的な支援を受けること

資金使途

経営の安定に必要な事業資金

利率

固定金利1.00%以内

期間

10年以内（うち据置期間5年以内）

担保

金融機関所定

信用保証

必須 ※信用保証料はゼロとする
(伴走支援型特別保証制度を利用すること)

お申し込み

- ・融資については、県制度融資の取扱金融機関へお申込みください
- ・セーフティネット保証等の認定は、事業所が所在する市町の商工担当課等へご提出ください
- ・本制度に関しては商工会議所・商工会の認定は不要です
- ・令和3年4月1日から令和4年3月31日までに保証申込をする必要があります

お問い合わせ先

石川県商工労働部経営支援課金融グループ（TEL：076-225-1522）